

長寿（後期高齢者）医療制度

平成21年度の保険料額が決定しました。7月中旬頃に被保険者（加入者）の皆さんへ後期高齢者医療保険料額の決定通知書をお届けします。

●保険料の決まり方



被保険者（加入者）の皆さんが負担する保険料

保険料の算定方法

$$\text{年間保険料 (最高限度額 50 万円)} = \text{被保険者均等割額 50,935 円} + \text{所得割額} \left(\text{総所得金額等} - \text{33 万円 (基礎控除額)} \right) \times \text{所得割率 9.24\%}$$

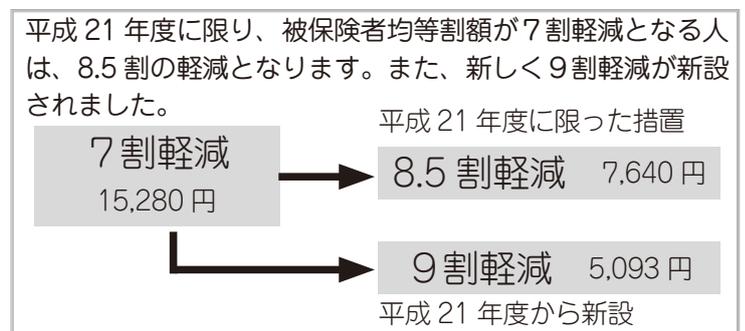
保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

- ①保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ②保険料は、加入者一人ひとりにかかります。保険料率（均等割額・所得割率）は2年ごとに見直され、次回は平成22年度に改定されます。
- ③総所得金額等とは、前年中の「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」、「公的年金収入－公的年金など控除」などで、各種所得控除前の金額です。
- ④公的年金収入のみの人で、年金額が153万以下の場合は、所得割はかかりません。

●保険料の軽減

■均等割額の軽減

平成21年度は、これまでの軽減（均等割の7割・5割・2割軽減）に加え、次の軽減を行います。



軽減になる人の基準

8.5割軽減	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人
9割軽減	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、ほかに所得がない人

長寿医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人

9割 の軽減

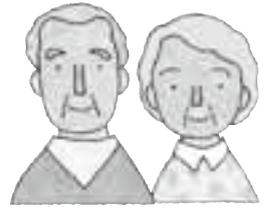
■所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の人

5割 の軽減

● 8月から窓口負担の割合が変更となる人へ 新しい被保険者証を送ります

病院などにかかるときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得などをもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行い、変更となる人には、7月中に新しい被保険者証をお届けします。新しい被保険者証が届いた人は、そちらを窓口で提示してください。



◆自己負担割合の判定基準

自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。詳しくは右表の負担割合をご覧ください。



□負担割合

自己負担割合	世帯内の被保険者人数	要件
3割	1人	課税所得が145万円以上（①または②の人を除く） ①本人の収入が383万円未満 ②本人と同じ世帯の70～74歳の人の収入の合計が520万円未満
	2人以上	被保険者の中に課税所得が145万円以上ある人がいて、全員の合計収入が520万円以上のとき →被保険者全員が3割負担になります
1割	3割負担の要件に当てはまらない被保険者（上記以外の場合）	

● 限度額適用・標準負担額減額認定証の 8月更新の手続が変わります

現在、使用している長寿（後期高齢者）医療の減額認定証の有効期限は7月末日になっています。これまで、毎年8月頃に更新手続が必要でしたが、平成21年度から前年度に減額認定証を持っている人の更新時の手続は、原則不要になりました。

- ◆減額認定証を持っている人で、平成21年度の住民税が非課税である世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。
- ◆減額認定証を持っていなかった人で新たに交付を希望する場合は、これまでどおり、窓口での申請手続が必要になります。

※申請に必要なもの……印かん、被保険者証、その他（収入額などを証明するもの、非課税証明書など）や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

● 保険料のお支払方法の変更

特別徴収（年金天引き）は、平成21年度からどなたでも口座振替へ変更できるようになりました。変更を希望する人は、7月31日（金）までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払変更になります。

※年金天引きになる人……年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人



※すでに手続がお済みの人は、改めて手続の必要はありません。

**** 社会保険料控除について ****
後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されますので、世帯全体の所得税や住民税の負担額が変わることがあります。

■ 長寿（後期高齢者）医療に関する問い合わせ
鞍手町役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111番 内線202

